

2鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等		練馬区北町八丁目 9 9 9 番 7 「北町 8 - 1 4 - 1 5」				地積 (㎡)	108 ()	法令上の規制等					
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況		接面道路の状況	供給 処理施設状況	主要な交通施設との 接近の状況			1 低専 (50,100) 準防 高度(1種) (その他)				
	1 : 2	住宅 W 2	一般住宅の中にアパート 等も見られる住宅地域		北東6 m 区道	水道、 ガス、 下水	地下鉄赤塚390 m			(60,100)				
(2)近隣地域	範囲	東 50 m、西 20 m、南 50 m、北 25 m 標準的使用 低層住宅地												
	標準的画地の形状等		間口 約 8 m、奥行 約 14 m、規模 110 ㎡程度、形状 長方形											
	地域的特性	特記事項	特にない。			街路	基準方位北 6 m区道	交通施設	地下鉄赤塚駅南東方390 m			法令規制	1 低専 (60,100) 準防 高度(1種)	
	地域要因の将来予測		東京メトロ有楽町・副都心線沿線に存する最寄駅徒歩圏内の利便性に優れる住宅地域である。住環境に影響を及ぼす地域要因の変動も見当たらないことから、当分の間は現状を維持すると予測する。											
(3)最も有効使用の判定	低層住宅地						(4)対象基準地の個別的要因	方位		+1.0				
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法		比準価格 432,000 円 / ㎡											
	収益還元法		収益価格 234,000 円 / ㎡											
	原価法		積算価格 / 円 / ㎡											
	開発法		開発法による価格 / 円 / ㎡											
(6)市場の特性	同一需給圏は、東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線、西武池袋線、都営大江戸線沿線の最寄駅徒歩圏内の住宅地域である。需要者は隣接各市区からの一次取得者や賃貸層が中心である。最寄駅徒歩圏内の交通利便性に優れた住宅地域であり、地価は上昇している。市場の中心価格帯は、土地価格で4 0 0 0 万円台程度、新築戸建住宅は総額5 0 0 0 万円台後半から7 0 0 0 万円程度である。													
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	対象基準地は、最寄駅徒歩圏内の交通利便性に優れた住宅地域に存する。主たる需要者は収益性よりも居住の快適性及び利便性を重視する自用目的の取得者である。従って、市場性を反映した実証的な比準価格を重視して、収益価格を参照して指定基準地等との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。													
(8)公規価示準格価と格しをた	□代表標準地 ■ 標準地		時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の標準価格 (円 / ㎡)	内訳	標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 +2.0 0.0 0.0	地域要因 その他	街路 交通 環境 行政 その他	-1.0 +0.5 +7.0 +2.5 0.0
	標準地番号 練馬 - 17													
(9)指か定ら基の準換地討	指定基準地番号		時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の標準価格 (円 / ㎡)	内訳	標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 +5.0 0.0 0.0	地域要因 その他	街路 交通 環境 行政 その他	0.0 -6.0 +3.5 +5.0 0.0
	練馬(都) - 7													
(10)対年象標の基準換地格の等前か	- 1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 404,000 円 / ㎡ - 2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 - 公示価格 円 / ㎡				価格変動形成要因の	〔一般的要因〕		景気は緩やかに回復している。練馬区内の土地取引件数は底堅く推移している。練馬区内の人口は微増傾向にある。						
	〔地域要因〕		最寄駅徒歩圏内の交通利便性に優れた住宅地域である。地域要因に特段の変化は認められない。地価は上昇している。											
	〔個別的要因〕		個別的要因に変動はない。											
	変動率	年間 +3.7 %	半年間 %											